

## (仮称) 青森市子ども総合計画の策定について

### 1 現行の青森市子ども総合計画について

#### (1) 計画の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため

#### (2) 根拠法令及び策定の目的

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として策定

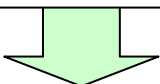
#### (3) 計画期間

平成 23 年度～平成 26 年度の 5 年間

### 2 現行計画の期間延長及び新たな計画の策定について

#### (1) 次世代育成対策推進法の改正

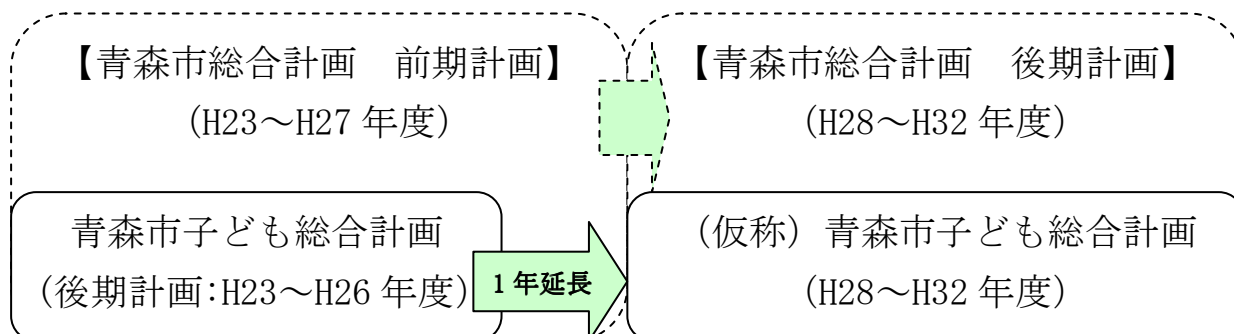
【改正前】 平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法



【改正後】 平成 37 年 3 月 31 日まで **10 年間延長**

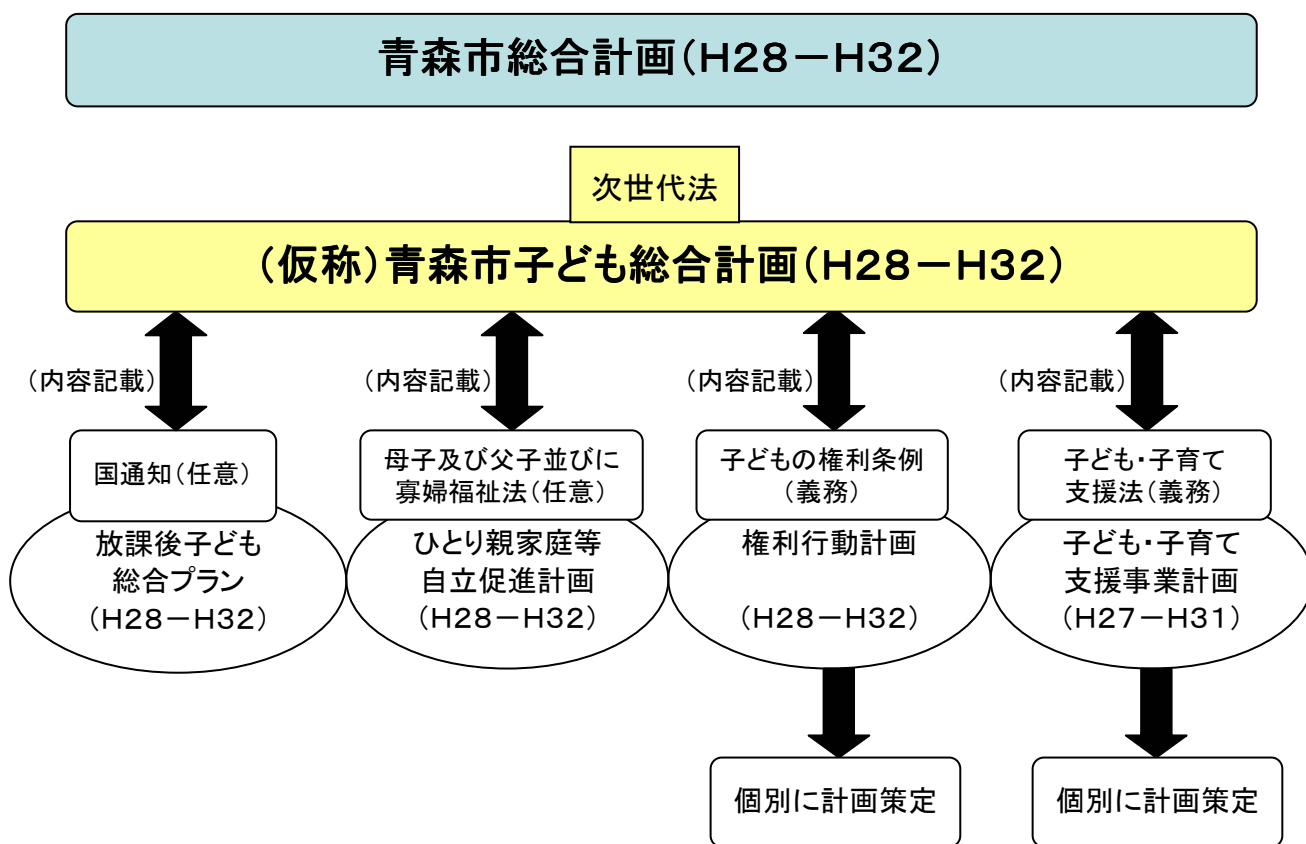
#### (2) 新計画の策定及び現計画の 1 年延長

- ・「青森市新総合計画（後期基本計画）」との整合を図り、平成 27 年度に「(仮称) 青森市子ども総合計画」（平成 28 年度～32 年度）を策定
- ・現行の子ども総合計画（後期計画）を平成 27 年度まで 1 年間延長



### 3 新たな計画の策定イメージ及びスケジュール（案）について

#### (1) 新たな計画の策定イメージ



#### (2) 新計画策定スケジュール（案）

- ①平成 26 年度中 現計画フォローアップ作業  
アンケート調査実施に係る調査内容の検討 等
- ②平成 27 年 5 月 児童福祉専門分科会（現計画フォローアップ）、  
計画の基本方向を決定
- ③平成 27 年 6 月 アンケート調査実施
- ④平成 27 年 7 月 児童福祉専門分科会（計画素案審議）
- ⑤平成 27 年 8 月 計画素案決定
- ⑥平成 27 年 10 月 浪岡自治区地域協議会（計画案への意見聴取）  
わたしの意見提案制度実施（計画案への意見聴取）
- ⑦平成 27 年 1 月 計画案の庁内関係部局との最終協議・調整  
児童福祉専門分科会（計画案審議）
- ⑧平成 28 年 2 月 計画決定